

医療費通知書に関するよくある問合せ一覧

令和8年1月

問合せ内容	回答
医療費通知書とは何ですか。	組合員及び被扶養者の方の医療機関への受診状況を記載したものです。令和8年1月送付分は、令和6年10月～令和7年9月の受診分を通知しています。 この医療費通知書は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書の代わりとして使用することもできます。
本人と被扶養者の分は、それぞれ別々に発行することはできないのですか。	システムの仕様上、対応していません。御了承願います。
「法定給付額」とは何ですか。	医療費総額のうち、当共済組合が負担し、医療機関へ支払った金額です。組合員に直接支払われるものではありません。
「公費負担額」とは何ですか。	医療費総額から法定給付額を引いた残りの金額のうち、国、県、市区町村が公費医療制度により負担した金額です。
「支給額」に表示されている金額は、いつ支払われますか。	「支給額」に表示されている金額は、既に支払われたものです。
医療機関から発行された領収書と、医療費通知書に記載されている窓口負担額とが違っているのは、なぜですか。	次のことが考えられます。 • 医療機関において窓口負担額の10円未満を端数処理している場合 • 当共済組合へ請求が届く前に、審査機関で保険診療分の医療費が減額された場合 等
確定申告に使用する場合、どの欄を見ればいいですか。	表の右側「確定申告用自己負担額」の欄に記載されている金額を御確認ください。 なお、確定申告及び医療費控除の申告手続については、税務署にお問い合わせください。
○○月に××医療機関を受診しました。通知対象年月にもかかわらず医療費通知書に記載されていません。なぜですか。	通知対象年月であっても、その医療費に係る請求が当共済組合に届いていない場合は、医療費通知書に記載することができません。 記載のない医療費については、医療機関から発行された領収書等により医療費控除の申告手続をしてください。
令和7年10月～12月分の医療費が記載されていません。確定申告をするにはどうすればいいですか。	共済組合において医療費通知書を作成する段階では、前年10月から12月分の医療費について把握できないため、医療費通知書に記載することができません。 この期間に係る受診については、医療機関から発行された領収書等により確定申告をしてください。
電子データによる医療費通知書の発行に対応していますか。	現状では電子データによる医療費通知書の発行には対応していません。
印字不良で金額が確認できません。	印字不良の場合は、お取替えします。当共済組合へお送りください。
宛名の下に記載されている部署名が、勤務している部署名と異なります。	部署名については所属所からの届出に基づき記載していますので、お勤め先の市町村等の共済事務担当課にお問い合わせください。

【注意】医療費通知書は再発行できません。大切に保管してください。